

青森県道路法施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続の見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県ではこれを踏まえて見直しを進めていくこととしています。

今般、道路課が所管する青森県道路法施行細則に規定する書面について、県民・事業者等による押印等を不要とするための改正を行います。

2 改正の概要

青森県道路法施行細則に規定する「第1号様式（第3条関係）道路占用権利譲渡許可申請書」について、県民・事業者等による押印、押印に代わる署名等を不要とするための見直しを行います。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 今後の予定

公布日：令和3年7月（予定）

施行期日：公布日